

元国税不服審判官が最高裁 「総則6項」適用判決を斬る

講演項目

- ◆ 「総則6項」適用判決にみる適用基準の傾向とポイント
- ◆ 判決による税務実務への影響
- ◆ 今後の実務における対応の注意点

2022年4月19日、不動産の相続税評価に関する総則6項の適用可否について、最高裁で判決が下されました。本セミナーでは、元国税不服審判官である高橋康夫と辻・本郷税理士法人で相続を中心に担当する税理士が、対談形式で考え方や実務上の注意点について検討します。



視聴可能期間

2022年 **6月14日(火) 11:30** ~ **6月20日(月) 17:00**

※講演時間は約40分となります。

お申し込み期限

6月10日(金) 17:00

参加費

3,000 円

講師



TH総合法律事務所 弁護士 **高橋 康夫** (たかはし やすお)

2012年から2014年まで、東京法務局訟務部において税務訴訟を含む行政訴訟の国側の代理人を務め、2014年から2017年までは、国税不服審判所において審判官を務める。2017年より弁護士業務に復帰してからは、相続関係の案件を数多く担当している。



辻・本郷 税理士法人 相続センター
統括責任者/税理士

浅野 恵理 (あさの えり)

2002年 辻・本郷 税理士法人入社、資産税部門に配属。2019年 全国の相続センターを統括するセンター長に就任。資産承継や相続対策の相談業務および相続税申告を担当し、税務調査も数多く対応している。テレビ・新聞・雑誌などのメディア取材実績多数あり。



辻・本郷 税理士法人 相続・資産承継部
シニアパートナー/税理士

鈴木 淳 (すずき じゅん)

2005年 辻・本郷 税理士法人に入社。2009年に税理士登録。個人の資産承継・相続対策やオーナー企業の事業承継対策、民事信託等のコンサルティング業務を中心に、多くの案件に携わり活躍している。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/220614



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28階

<https://www.ht-tax.or.jp>

辻・本郷

検索

運営: 辻・本郷 IT コンサルティング株式会社